

上越市議会課題調整会議に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越市議会会議規則（昭和46年上越市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第163条第4項の規定に基づき、上越市議会課題調整会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる意見及び政策提言について、議会としての対応方針を協議するものとする。

- (1) 市民との意見交換会及び議会報告会で聴取した意見
- (2) 常任委員会による政策提言
- (3) 特別委員会による政策提言
- (4) 会派による政策提言
- (5) 議員による政策提言
- (6) その他議会に寄せられた意見で議長が必要と認めるもの。

(会議)

第3条 会議は、議長が主宰する。ただし、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長が主宰する。

2 会議は、会議規則別表に定める構成員（以下「委員」という。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第4条 議長は、次に掲げる者を会議に出席させ、発言させることができる。

- (1) 委員のいずれかが所属する会派以外の会派に所属する議員
- (2) 会議の議題となる意見又は政策提言を提出した者

2 前項第1号に掲げる議員は、1会派につき1人とする。

(市民の意見の聴取)

第5条 会議は、協議に必要があると認めるときは、市民の意見の聴取に必要な措置をとることができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。